

平成30年度 築港ホームヘルプセンター(訪問介護)事業計画

社会福祉法人みなと寮

<訪問介護>

1. 位置づけと目的

訪問介護事業は、介護保険法第8条に定める居宅サービスを提供する事業の一つであり、同法第8条第2項に基づくと、要介護者であって、居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者(ホームヘルパー1～2級)により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を目的とします。

2. 基本方針

- ①訪問介護事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護の他、日常生活全般にわたる援助を行います。
- ②事業に当たっては、利用者の所在する大阪市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ③当施設は、厚労省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、それに基づいた運営規程に従った運営を行います。

3. 利用対象及び重要事項

①利用対象者:

第1号被保険者(65歳以上の要介護の認定を受けている人)。

第2号被保険者(40歳から64歳迄の医療保険加入者。初老期認知症、脳血管障害など特定の疾病による老化が原因で、要介護の認定を受けている人。)

②事業実施地域:大阪市港区、大正区、西区、住之江区

③営業日:月～日曜日。

④サービス提供時間:24時間。

⑤サービス利用料:要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた額 平均自己負担額:1時間262円～452円

⑥サービスの内容:身体介護…入浴、身体の清拭・洗髪、排泄、食事、衣類着脱、体位変換、 通院等の介助 生活援助…調理、洗濯、掃除、整理整頓、買い物等

<介護予防訪問介護>

4. 位置づけと目的

介護予防訪問介護事業は、介護保険法第8条に定める居宅サービスを提供する事業の一つであり、同法第8条第2項に基づくと、要支援者であって、居宅において支援を受けるものについて、その者の居宅において、その介護予防(身体上または精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。)を目的として介護福祉士その他政令で定める者により厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を目的とします。

また、平成29年4月から始まっている「介護予防・日常生活支援総合事業」の理念に基づき要介護状態へ陥ることを予防するために、その方の状態に見合った多様性のあるサービス提供に努めます。

5. 基本方針

- ①介護予防訪問介護事業は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護の他、日常生活全般にわたる支援を行います。
- ②事業に当たっては、利用者の所在する大阪市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ③当施設は、厚労省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、それに基づいた運営規程に従った運営を行います。

6. 利用対象及び重要事項

- ①利用対象者：
第1号被保険者(65歳以上の要支援の認定を受けている人)。
第2号被保険者(40歳から64歳迄の医療保険加入者。初老期認知症、脳血管障害など特定の疾病による老化が原因で、要支援の認定を受けている人。)
- ②事業実施地域：大阪市港区(実情)、西区、大正区、住之江区(届出区域)
- ③営業日：月～日曜日。
- ④サービス提供時間：24時間。
- ⑤サービス利用料：要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた額
＜月額＞

○週1回程度利用	1万3,610円(利用者負担 1,361円)
○週2回程度利用	2万7,210円(利用者負担 2,721円)
○週3回程度利用	4万3,167円(利用者負担 4,317円)
- ⑥サービスの内容：身体介護…入浴、身体の清拭・洗髪、排泄、食事、衣類着脱、
体位変換、通院等の介助
生活援助…調理、洗濯、掃除、整理整頓、買い物等

＜共通事項＞

7. 契約書、重要事項説明書、サービス利用票及び苦情解決システム

利用に際しては、法人と個人の契約が基本となります。サービスに関わる重要事項説明書を利用者及び家族に対して十分に説明し、契約を結びます。

基本的には居宅支援事業者が作成した居宅サービス計画のサービス利用票に基づき、利用者又はその家族に対し十分な説明と同意を得る中で、訪問介護計画を作成しサービスを提供します。

また、利用者からの、サービスその他に関わる苦情に関しては、窓口(お客様サービス係)を設けて、監督官庁の下、迅速かつ適切に解決していきます。

8. 地域社会との関わり

高齢化社会の現在、地域住民の皆様のニーズに応えられるべき事業者として、事業所としての機能の効率化を図り、地域に密着した運営を行っていきます。地域ケア会議にも積極的に関わって行きます。

9. 個人情報保護

個人情報の取り扱いについては当法人で定める個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づき関係法令を遵守します。利用に際し個人情報の種類、利用目的、利用法、提供法等を明確にし契約時に十分に説明と同意を得ることで個人情報保護への積極的な取り組みを実行し、人権意識の向上を図っていきます。

10. 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在します。誰もが直面し得る人権問題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指すことが求められており、この問題を十分認識し、高齢者虐待の防止に積極的に取り組んでいきます。

<重点目標>

- ①職員に対する虐待を防止するための研修の実施。
- ②利用者及びその家族からの虐待などに関する苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置
- ④サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

11. 訪問介護員の資質向上

利用者に対し、介助・援助等のサービスを提供するためには、人格、知識、技能等専門的な能力が必要になります。その為には内外研修等に積極的に取り組み、スキルを高めサービスの質の向上に取り組んでいきます。

12. 介護サービス情報公開

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」を現実のサービス利用において保障するための「介護サービス情報の公表」に積極的に取り組んでいくとともに、自己評価を行うことでサービス内容の点検し、より良いサービスの提供に努めていきます。

13. 職員会議

職員会議は職員全体を対象に開催され具体的な事業運営、利用者へのサービス向上、事故、苦情等の討議を行い諸事について判断と決定を行う重要な会議であり、その意味合いでは協議決定機関としての機能を果たしています。又、職員が相互に意見を出し合い連絡調整を図っていきます。更に事業所の在り方、社会福祉の現状や情報を提供することで事業運営の適正化を促進していく場としても位置づけていきます。

職員研修 平成30年度予定

月	研修内容
4月	ヘルパーの心構え、法令遵守について、総合事業について
5月	認知症の方とのコミュニケーションの取り方について
6月	高齢者虐待防止について
7月	食中毒とその予防及夏季の疾病について
8月	ヘルパー業務について
9月	介護のリスクマネジメントについて
10月	人格を重んじた接遇について
11月	介護技術について①
12月	介護技術について②
1月	感染症について
2月	人権研修・個人情報の取り扱いについて
3月	緊急時の対応について

14. 数値目標

①前年度の反省としてはサービス担当責任者(以下サ責)が年度途中で退職し、運営基準に2名と定められている人員配置基準を2ヶ月間満たすことができず、非常に不安定な運営に終始してしまった事があげられる。大阪市は従来まで人員不足の場合はやや静観する姿勢を示していたが、最近では理由の如何によらず配置基準を下回る事業所には事業の休業、或いは廃止をほのめかす厳しい姿勢を取り始めている。そのようなことを鑑み、少なくとも今年度はサ責2名の人員配置基準を通年に亘って履行し(当然であるが)安定した地域ニーズに応えることのできる事業所運営を心掛けたい。〈サービス提供責任者2名〉

②職員の質の向上を目指すべく職員研修を定期的を実施する。1ヶ月に1回見当で実施すると12回実施できる。前年度は①のような理由から満足に開催できない月も有り、今年度はそれを取り戻したい。〈研修12回〉

③現在登録ヘルパーは18名。平均年齢64歳である。ヘルパー一人あたりの負担は個人差があり月80時間入り者もいれば、一桁の者もいる。平均すれば35時間前後になる。この個人格差を是正するために少ない者の時間を増やしたり、また新しい労働力を取り入れたりしていきニーズに応えることのできる体制を整えていきたい。〈登録ヘルパー20名〉